

# 被扶養者収入報告書

**※裏面を参照のうえ、必要な書類を添付してください。**

各項目もれなく記入すること。（「有無」はいずれかに○を付す）

被扶養者氏名					続柄（ ）
過去1年間の収入額	有・無	円 ←(内訳) 給料・事業収入・年金収入・雇用保険・その他			
過去4年間に勤務しましたか	有・無	在職期間	年 月	退職年月日	平成・令和 年 月 日
雇用保険の受給	有・無	日額 =	円	過去4年間の雇用保険の加入	有・無
認定申告「直前」の加入保険制度	(保険制度) 1. 健康保険(社保等) 2. 共済組合 3. 国民健康保険(喪失日・喪失理由記入不要) 4. 任意継続制度 (喪失日) 令和 年 月 日 (喪失理由) 1. 退職 2. 健保脱退 3. 収入減少 4. 扶養取消 5. 組合員の退職による				

<b>今後1年間の収入推計額</b>	雇用保険の受給予定	有・無	日額	円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     こちらも記入                 </div> <現在支給が有るとき> [ ] 申請中・給付制限中 受給予定= 年 月 [ ] 受給中 [日額= 円] [ ] 受給期間の延長中・延長予定 理由= 受給予定= 年 月頃 [ ] 申請予定 [ ] 現在就労中(内職、アルバイト等) <現在支給が無るとき> [ ] 受給終了 平成・令和 年 月 日 [ ] 雇用保険に未加入だったため [ ] 加入期間が短く受給資格がないため [ ] 受給申請の意思がないため [ ] 現在加入中	
	給与収入	有・無		円		
	事業収入	営業収入	有・無			円
		農林業収入	有・無			円
		不動産収入	有・無			円
		その他収入	有・無			円
	利子・配当収入	有・無		円		
	傷病手当金 (請求中・予定含む)	有・無	日額	円		
	老齢年金収入 (請求中・予定含む)	有・無		円		国年・厚年・農林・共済・企業・恩給・基金・その他
	遺族年金収入 (請求中・予定含む)	有・無		円		国年・厚年・農林・共済・企業・恩給・基金・その他
障がい年金収入 (請求中・予定含む)	有・無		円	国年・厚年・農林・共済・企業・恩給・基金・その他		

**私は、裏面の認定要件を熟知し、被扶養者の収入については限度額内となることを約束します。**

**以下の事例をはじめ、認定要件外となる収入が発生した場合は速やかに取消申告することを誓約します。**

- ① 日額3,612円(5,000円)以上の雇用保険または傷病手当金を受給したとき
- ② 月額108,334円(150,000円)以上の恒常的収入が見込まれるとき

※カッコ内は60才及び60才未満の障がい年金受給者のとき  
 ※複数の収入があるときは、それらの合計額により判断するため、日額および月額は変動します。

令和 年 月 日

組合員証記号番号

—

組合員氏名

## 被扶養者の認定における「収入要件」について

1. 被扶養者の収入は、将来に向かって1年間(暦年、年度ではありません)に見込まれる収入を算定し判断します。
2. 収入には、課税・非課税を問わず、すべての恒常的な収入が含まれます。(※ただし退職金等の一時的な収入は含まない。)  
複数の収入があるときは、それらの合計額になります。
3. 被扶養者の収入限度額は下記のとおりで、収入内容に応じて、**年額・月額・日額のいずれかを基準とします。**

被扶養者の状況	収入限度額(未満)			留意点						
・60歳未満の者	年額	1,300,000円	(1)	組合員の収入を主として生計維持されていることが前提です。 したがって、被扶養者の収入が限度額未満でも、認定できないことがあります。  *組合員の収入が少ない場合 *すでに被扶養者が何人もいる場合 *別居の被扶養者への毎月の金銭援助が少ない場合 *対象者が父母等のとき、夫婦(一方が被扶養者でない場合も含む)の総収入を合算して判断しますので、一方の収入が多く、その者の収入により生計が維持されているとみなされる場合						
	月額	108,334円	(1)÷12ヶ月							
	日額	3,612円	(1)÷360日							
・60歳以上の者 ・障がい年金受給者	年額	1,800,000円	(2)	・父母夫婦の合算収入限度額【未満】 <table style="margin-left: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <tr> <td>(1) + (1) =</td> <td style="text-align: right;">260万円</td> </tr> <tr> <td>(1) + (2) =</td> <td style="text-align: right;">310万円</td> </tr> <tr> <td>(2) + (2) =</td> <td style="text-align: right;">360万円</td> </tr> </table> 父母夫婦の総収入が合算収入限度額以上の場合は、収入が少ない(一人では限度額未満)一方についても認定できません。	(1) + (1) =	260万円	(1) + (2) =	310万円	(2) + (2) =	360万円
(1) + (1) =	260万円									
(1) + (2) =	310万円									
(2) + (2) =	360万円									
	月額	150,000円	(2)÷12ヶ月							
	日額	5,000円	(2)÷360日							

4. 被扶養者に収入があるときは、収入に応じた下記書類を添付してください。

被扶養者の状況	添付書類	注意事項
給与収入	・給与収入に係る年間収入推計額明細書 <b>【※勤務先の証明が必要です】</b>  ・直近6ヶ月分の収入額がわかるもの (給与明細書等の写)	・給与所得控除前の「 <b>総支給額</b> 」で判断します。(交通費等の諸手当含む。) ・「年額」での判断と、「月額」での判断があります。 ・「月額」は、毎月の収入がおよそ一定の場合は、実額で判断し、毎月の収入が一定していない場合は、3ヶ月の平均で判断します。 ・ボーナスも収入とみなし、各月に振り分けず。
事業収入 (営業収入) (農業収入) (不動産収入) (その他)	・確定申告書の写及び収支内訳書の写 ・不動産賃貸契約書の写 [必要経費が記載されているもの]	・事業収入における必要経費は、税法上の経費とは異なり、社会通念上、その収入を得るために明らかに必要と認められる経費のみをいいます。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;">                         いずれも確定申告書の「収支内訳書」又は「損益計算書」に記入されている項目となります。                           *必要経費(農業収入以外)                          = 売上原価・給料賃金・水道光熱費・修繕費・消耗品費                           *農業収入の必要経費                     </div> 「事業収入」=「総収入」-「必要経費」となります。  ・収入が前年と同程度の場合は、前年の収入を基に判断し、前年の収入と著しく異なる場合は、帳簿の写、申立書を基に判断します。
利子・配当収入	・収入額がわかるもの	
年金収入	・最新の年金改定通知書の写 [年金額に変更がある場合] ・最新の年金振込通知書の写 [年金額に変更がない場合] ・最新の年金の試算額がわかるもの [年金受給権があるが未決定の場合]	・高齢年金、障がい年金、遺族年金、恩給など、すべての年金を対象とします。(年金基金など企業年金も含む。)
雇用保険の基本手当	・雇用保険/受給資格者証の写 (第1面～第4面) ・雇用保険/受給期間延長通知書の写	・「 <b>基本手当等日額</b> 」で判断します。  総給付額が、収入限度額(年額)未満でも、収入限度(日額)を超える「基本手当」または「傷病手当金」を受給している間は、被扶養者として認定できません。
傷病手当金	・支給明細書の写 [日額、支給期間が載ったもの]	